令和７年度第３回定例会（第３号）

令和７年９月１０日（水曜日）午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　同 意 第 １ 号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　４　同 意 第 ２ 号　教育委員会委員の任命について
日程第　５　承 認 第 ３ 号　専決処分の承認を求めることについて
日程第　６　議 案 第 ３ ０ 号　七飯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第　７　議 案 第 ３ ８ 号　七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第　８　議 案 第 ３ ９ 号　職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
日程第　９　議 案 第 ４ ０ 号　七飯町水道事業給水条例の一部改正について
日程第１０　議 案 第 ４ １ 号　財産の取得について
日程第１１　議 案 第 ４ ２ 号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第１２　議 案 第 ４ ３ 号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第１３　議案第４４号　北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第１４　議案第４５号　令和７年度七飯町一般会計補正予算（第４号）
日程第１５　議案第４６号　令和７年度国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議案第４７号　令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１７　議案第４８号　令和７年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１８　諮 問 第 １ 号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第１９　諮 問 第 ２ 号　人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（１３名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副議長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　崎　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	青　山　金　助
	５番	川　上　弘　一		６番	佐々木　陵　二
	７番	田　村　敏　郎		８番	稲　垣　明　美
	９番	中　川　友　規		１０番	平　松　俊　一
	１１番	上　野　武　彦		１２番	池　田　誠　悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長　杉　原　　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	工藤　稔	統括監（行財政改革担当）兼財政課長	青山栄久雄
統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長	川島篤実	総務課長	中村雄司
情報防災課長	村上宏樹	政策推進課長	笠原泰之
税務課長	池田　晃	会計課長	佐々木宏美
住民課長	福川晃也	環境生活課長	村山徳收
福祉課長	谷口真樹	子育て支援課長	川崎惠子
健康推進課長	竹内圭介	商工労働観光課長	岩上　剛
農林水産課長	松本博和	土木課長	赤石　旭
上下水道課長	庭田昌輝		

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長	侶楼　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長兼学校給食センター長	柴田　憲
生涯教育課長	花巻　亘	スポーツ振興課長	髙橋雅貴

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長	福永崇弘

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監査委員	永田英利

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記長	中村雄司

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

１２番　池田誠悦　　１３番　川村主税

午前１０時００分　開議

開　　議　　宣　　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和７年第３回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

１２番　　池　田　誠　悦　議員

１３番　　川　村　主　税　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

一般質問

○議長（木下　敏）　日程第２　一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

池田誠悦議員。

○１２番（池田誠悦）　それでは、通告に従い、１点だけ質問させてもらいます。

役場駐車場の利用について。

確定申告時期とか、議会が開催されるときとか、町民の移動時期になると、多くの町民が役場を訪れる。

そのときに駐車場スペースが少なく、多くの時間を費やしている実態がある。

役場の駐車場は、１階スペースが障害者用２台、２階スペースが町民用となっているが、役場使用車が１０台近く占拠している。

３階スペースは職員駐車場で、空いているときに町民が使っている。

その他、近くにスポーツセンター駐車場もあるが、道路を渡らなければならないし、スポーツセンター利用者の邪魔になる。

文化センターの駐車場もあるが、行事があると、反対に役場の駐車場を占拠していて、確実に使える保証がない。

また、高齢者や障害者にとっては、階段の上がり下がりが大変危ないし、その上、冬の凍結や障害者用駐車場の水浸しがなお危ない。

町長にお伺いしたい。

１、役場の駐車場は何台駐車できるのか。そのうち、何台町民が使用できるのか。

２、新庁舎になって、ずっと無料でやってきているが、有料化する考えはないか。

以上です。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　初めに、１点目の駐車可能台数についてお答えいたします。

役場を中心とした周辺の公共施設における駐車場は、役場庁舎が２００台、文化センターが１５３台、歴史館が２４台、保健センターが４０台、スポーツセンターが４０台、合計４５７台が駐車可能です。

このうち、役場庁舎駐車場では、来客用として常時４６台分を確保しております。

また、公用車や職員の通勤車両を役場駐車場からほかの公共施設に移動するなど、調整を行えば、さらに駐車可能台数を増やすことも可能です。

近隣の公共施設の駐車場とは相互利用を行っておりますが、特に２月から３月の確定申告時期など、来庁舎が集中する時期には、公用車２８台のうち、その一部を他の駐車場へ移動させるなど、対応を行っております。

それでも駐車スペースが不足するとの御指摘と存じますので、今後も公用車及び通勤車両の駐車場所の調整に一層努めてまいります。

また、地球温暖化防止の観点から、通勤距離２キロメートル未満の職員には徒歩通勤を推奨しており、今後もゼロカーボンの実現や職員の健康維持のため、徒歩通勤の推進に努めてまいります。

次に、２点目の駐車場有料化についてお答えいたします。

これまで、財源確保の観点から、職員利用を対象とした有料化の検討を行った経緯はございますが、当面は現行の駐車場運用を工夫し、対応してまいります。

なお、町民が利用する際の駐車場有料化については、現時点で実施を予定しておりません。

以上です。

○議長（木下　敏）　池田誠悦議員。

○１２番（池田誠悦）　それでは、再質問させてもらいます。

七飯町では高齢化率も高くなってきている。今回、この質問をするに当たって、高齢者の方々や子ども連れのお母さんたちが、税金の申告、その他いろいろと手続するのに、階段を下りてくる。それは仕方ないとしても、駐車場がすごく遠いと。

ですから、何とかその辺の中身を教えてくださいということで、今回、こういう質問をしました。

それで、庁舎に来られるのは本当にそういう方々で、住民課、福祉課、税務課に来られる高齢者の方、また、障害者の方も多く来られると思います。

そういう場合に、各課の方々がどういうふうに見られているか。今の駐車場を見ても、スペースが本当に少ないです。

ですから、そういう部分をもっと各課で連携し合いながら、考慮して……。

今、課長が４６台のスペースがありますよと言われましたけれども、実際はなかったので、私にそういう言葉が、この頃、頻繁に来るようになりまして、それで、再度こういう質問をしました。

担当課長は、障害者だとかお子さん連れ人たちが来た場合、どう思われて見ているのか。それは仕方ないと見ているのか、何とかしなくてはいけないと思われているのか、その辺の見解をちょっと教えてもらえればと思います。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　お答えさせていただきます。

確定申告時期など、一時期にお客様が集中するというのは結構見られまして、確定申告に限らず、福祉課の窓口や住民課の窓口とかにも結構いらっしゃいます。

その際、ちょっとの用事のためにも駐車するに当たって時間がかかるというようなことで、できるだけ来庁されたお客様にスムーズな窓口体制ということでの御質問かと思います。

駐車場の管理は、役場庁舎の管理としては、私が行っておりますので、まず現状といたしまして、３月や２月は、４６台の駐車場を確保しているものの、どうしても除雪と言いますか、一度、駐車スペースを確保するために除雪をしますが、その排雪まで間に合っていない現状もあって、そこの部分は、今、課題として捉えております。

そういった部分をきめ細やかに対応することで、駐車場の確保、そして、お客様に対するサービスも含めて、よりよい行政サービスを目指していきたいと思っています。

各課でも、窓口に来られたお客様には、できるだけ時間がかからないようにということで、窓口利用を行っているといったところですので、御理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　池田誠悦議員。

○１２番（池田誠悦）　その点については十分理解しているつもりですけれども、今朝も足の不自由な方が階段を下りてきて、一緒にエレベーターに乗りました。２階で降りました。

ですけれども、あの階段を下りるのも大変だろうなという気持ちもあります。

役場の前のポストがありますよね。あそこにもう少しそういうような方々がとめられるスペースをつくってあげたらどうなのかなとも、自分なりに思っています。

それから、役場の周りに文化センターの横とか、まだ使ってない土地がありますよね。

ああいうところをちょっと整備して、舗装までではないですけれども、職員駐車場に向けるとか。

なぜかと言ったら、役場、スポーツセン

ター、文化センターで何かのイベントがあったとき、すごい数の車が来ますよね。

そういったときに、催しが二つ重なった場合、全然足りませんよね。

質問の中にもありましたけれども、何かのイベントがあった場合、役場の駐車場も占拠されて、こちらにとめるので、そういうスペースをもう少し、草をぼうぼうにしておくのではなく、文化センターの脇だとか、ああいうところを少し整備して職員駐車場にして、一般の人がとめてもいいのですが、そういうスペースを確保しなければ、昨日、かなり討論になりましたけれども、災害の際の避難場所なり何なりになった場合、駐車場が足りないと思います。

お金をかけないで、そういう予備のスペース、避難してくる人たちのスペースをつくっておくのも、一つかなと思いまして。

極力、来庁者、結局、高齢者やそういう人たちが来やすい庁舎でなければ……。

ほかの支所はみんなフラットですよね。大中山もそうだし、大沼もそうだし、フラットです。

七飯のここだけが坂の町であって、そして、玄関先に２台しかとめられない。それも、雨が降れば水浸しになるときがある。天気のいいときはいいですけれども、冬は水が結構たまっているのですよ。

そういうところは危ないので直してもらいたいですし、それから、郵便ポストのあるところをちょっと改良してもらって、駐車場スペースを持ってもらったら、まだ町民の方々が来やすいのかな。

職員の駐車場も設けておかなければ駄目です。だけれども、何より町民の人が来やすい、いつ来ても玄関の近くに車をとめられるようなスタンスを取ってもらいたいなというのが、私の願いで、今回、こういうふうに質問をさせてもらっています。

確かに、平時の車の台数を見ただけだったら、余っているのですよ。これは分かります。何かがあったときは足りなくなるのですよ。

そういうものをもっと考慮して、役場の中の連携をもっと強めて、常にここの前は空いているような雰囲気を誰が管理するのかということですよね。

お金をかけたくないのであれば、そういうようなものを管理する部署をはっきりさせて、何々課の車をどこかに寄せて、町民の人がとめられるスペースをつくってくださいよとか、そういう割り振りをする人が誰なのかと聞くと、誰かがやっているような話ぶりで。

町民に優しい町と言っていますから、まして、高齢化率も高くなってきております。

そういう部分で、できればちょっとお金をかけて駐車場を増設してもらえればと思い、今回、質問した次第ですけれども、どうですか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　さきに総務課長から、駐車場の、これまでも役場だけではなく、文化センターも含めて周辺の公共施設の駐車場全体を使いながらという答弁がありましたけれども、今、御意見のあったとおり、特に３月の冬の時期は、確定申告やいろいろな行事、議会の定例会もございますし、申告の窓口もございます。

あるいは、文化センターで催しがあった場合には、重なることもございますので、そういう部分で、町民の方々が役場に来られる際、役場の道道沿いに空きスペースがあれば、とめやすいというようなことでございますので、その辺はちょっと工夫しながら、とめ方を考えながら、まずは対応していきたいと思っておりますし、御提案のあった、周辺の空き地の町有地もございますので、例えば職員の車の置き場所だとか、そういう部分も考えながら、まずは町民の方々の駐車場の確保というような形で、分かりやすい方法がないかどうかということを検討していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　それでは、通告に従いまして、３問、質問させていただきます。

最初の質問は、赤松街道のケヤキ伐採跡地への補植についてであります。

七飯町鳴川４丁目の赤松街道に植栽されていたケヤキ１０本が、令和５年７月２７日から８月１日に伐採され、２年ほど経過した令和７年６月２０日、ケヤキ伐採跡地にケヤキの苗木が植栽されました。

この補植に関して、以下の点について伺いたい。

１、今回の植栽は、当初、植栽されていた面積の半分ほど、函館寄りに７本の苗木が植栽されております。

赤松街道の景観の一部となっていたケヤキの景観の回復とは程遠い部分的な植栽と考えるが、今後、本来の景観回復を目指す考えはないのか。

２点目です。

今回の植栽は、伐採されたケヤキの切り株と切り株の間に、直径５０センチほどの穴をスコップで掘り、そこに持ち込んだ土を入れ、水を注ぎ込んで苗木を植栽しております。

伐採されたケヤキは、切り株の直径が１メートルほどあるものがあり、樹齢１００年ほどたっているものがあると思われます。

切り株の周辺は、その根がぎっしり張り巡らされているものと思われます。

伐採されて２年ほどしかたっていないことから、今後も長期間、植栽された幼木が根を張り、成長できる環境にないと考えられるが、なぜケヤキの根を除去して植栽しなかったのか、専門家の見解はどうであるのか、回答をお願いします。

以上です。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、１点目から順次お答えさせていただきます。

１０本植えられていたケヤキの跡地には、七飯町郷土市研究会、七飯町町内会連合会、七飯町議会議員、赤松街道を愛する会、函館開発建設部函館道路事務所など、関係団体の皆様の御協力を頂き、７本のケヤキの幼木を補植いたしました。

函館寄りへの補植理由といたしましては、隣地商業施設や町道から国道５号線に出入りする際の交差点の見通しを確保するため、信号機及び横断歩道近くの場所への補植を避けたこと。

また、当該地形は歩道路面及び隣地敷地面から１メートルほど隆起した台形型となっており、ケヤキを補植した場合、歩道面や隣地敷地面への根上がり、または根が地表に広がることが危惧され、歩道通行者や隣地利用者の安全面を考慮した結果、当該場所には補植せず、函館寄りへ７本補植したものです。

伐採前と同じ景観とはなりませんが、赤松街道の一部として、以前のような景観の回復を目指してまいります。

続きまして、２点目です。

ケヤキの根を除去しなかった理由ですが、大きなケヤキでしたので、抜根する場合、国道側の歩道及び車道、隣地駐車場側の駐車スペース１列分の範囲で掘削工事が必要となると想定されることと、樹齢１００年以上のケヤキが植生していた事実を後世に残す意味合いから、切り株を残したものです。

補植に当たり、補植場所や間隔などについては、専門の方である植栽業者から意見を伺い、準備を行い、補植しています。

また、補植した函館寄りの場所は、隣り合う切り株の間隔が広く、植栽準備に際し、補植箇所の地中を深く掘り下げ、切り株の根を一部除去した後に、幼木を補植しています。

今後は、幼木の成長を見守るとともに、赤松街道の保全整備と沿道の美化を推進してまいります。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　まず、今、答弁頂きましたけれども、私はこれを部分的な補植というふうに思うわけですけれども、要するに、従来生えていた面積の半分に植えているということです。

これの理由として、国道に出入りする車の安全性とか、見通しがあるような状況をつくるというようなことを言っておられました。

しかし、実際にケヤキが大きくなったら、下に枝はありません。樹木の幹だけが、下のほうを何メートルもあるという状況になるわけですけれども、そういう状況の中で、いろいろな通行上の支障を来すことにはならないのではないかと思います。

それが、まず１点です。

そして、２点目は、このケヤキ伐採後に議会で、赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会が開かれておりました。

その中で結論も出ております。令和５年９月７日から令和６年２月５日にかけて調査をし、報告を行っております。

委員会はどのような見解になったかと言いますと、樹木が伐採された箇所へ補植事業を実施し、赤松街道の保全を強化し、歴史遺産を守ることと報告しております。

このことから言いますと、本来の景観を回復するのは必要でないかと思うわけですけれども、町はそうではなくて、利用する上での支障があるのではないかということでしたが、本来の景観を回復するのが町の本来のやるべきことであると私は思いますし、それから、議会の委員会の報告でも、基本、従来の景観を回復するというような結論を出して求めているわけですので、その辺についてどのように考えるのか、もう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、２点目についてですけれども、現在の状況は本当に根が張って、切ってから２年しかたっていない中で、根は生きているような状況になっていると思います。

専門家に聞いているのかどうかと聞いているわけですけれども、どこの専門家にどのように聞いて、その結果、何と答えられたのか、これについて正確に答えていただきたいと思います。

その専門家は、従来の切り株がある状況のまま、その隙間に幼木を植えていいと言ったのかどうか、これを聞いているわけです。

それに対して専門家が大丈夫ですよと言ったのかどうか、その専門家はどのような専門家なのか、これについてもはっきり責任ある答弁になるように答えていただきたいなと。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、再質問の１問目からお答えさせていただきます。

まず、議員のおっしゃる、半分ほどのところで残りの部分についてはということで、交差点側については、大きくなれば樹木の枝が上にあるので、交通の支障にはならないのではないのかということですが、木も今の１メートル弱くらいのサイズから徐々に成長して１０メートルを超えるとか、長い時間かけて成長すると思います。

その間、視界を遮るサイズくらいまでの高さのときに枝とかが広がった場合、交差点の出入りには支障が現れるかなと考えています。

そういった中で、このたびの補植に対しましては、函館道路事務所や植栽業者、樹木医とか、いろいろお話しながら計画して、あとは近隣に住まわれている住民の方であるとか、地権者複数名の方々からも意見を頂き、赤松街道としての側面もありますが、街路樹としての側面もございますので、そういった観点から函館側に７本を植えさせていただき、横断歩道側、信号側については街路樹、皆さんが御利用される国道、歩道ですので、そういったところの視界を確保したいという意味合いから、このような形で７本、函館側に補植したという経過です。

あとは、２問目の中の令和６年２月１５日に赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会委員長から七飯町議会議長へ報告された中の最後の６ページの①に、赤松街道にある町有地で樹木がない場所へ新たに赤松等を植えるとともに、樹木が伐採された箇所へは補植事業を推進し、赤松街道の保全を強化し、歴史遺産を守ることということで、議員からの御質問です。

確かに、この報告どおり、我々もケヤキの伐採された場所には、１０本中７本ですが、そういった形でいろいろ近隣の皆さんとか街路樹の側面を勘案しながら、歴史遺産を守るというこの委員会報告を基に、我々も函館道路事務所なり、いろいろなところと協議しながら、時間を

要しましたけれども、こういう形で今年度に７本補植させていただいています。

先ほどの私の答弁どおり、完全に同じ景観とはなりませんけれども、歴史遺産を守るという意味合いでは、今年植えた幼木の成長を見守りながら、今後の様子を見ながら、またその場所に新たなケヤキが植えられるのかどうか観察しながら、サイズとかはばらばらになるかもしれませんけれども、もともと１０本あったケヤキの１０本も幹のサイズを見れば、１メートル近い幹のものが３本、４本あり、あとは細い幹であるとか、いろいろなサイズのものもございましたので、そういった成長過程で太くなったり大きくなったり、そこまで成長しないケヤキが発生してくる可能性もございますので、そういった様子を見ながら、あそこの場所については、７本と限らず、随時、時間をかけてと検討し、歴史遺産を守るという形で、委員会報告のとおり行きたいと思います。

また、専門家の意見ですけれども、打合せは主に道路事務所が植栽業者に委託して実施していますので、植栽業者の意見を伺ってやっていたということです。

詳細については伺っていませんが、想定としまして、ケヤキはおよそ１０メートルで根が半径２メートルほどということを、専門家の方がおっしゃられていたということです。

このたび、幼木と幼木の間は４メートル空けていますので、そのくらいの間隔を空ければ、ケヤキのサイズからすると、樹幹が大体半径２メートルだと根も大体半径２メートルほどだというところで聞いています。

そういった意味で、間隔を４メートル空けていますので、そういったところでは大丈夫だというふうに、函館道路事務所と植栽業者で打合せをして、そういう形でこのたびなったというところです。

また、赤松街道を愛する会に顧問として樹木医師も所属しています。

そういった方々にも、このたびの補植事業をするに当たり、事業概要を説明していまして、そのときには特に何も意見はございませんでしたので、そういったところで、このたびの補植７本に踏み切ったということです。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　まず、従来の面積と言いますか、植わっていた場所に回復するようなものになっていない、半分の地域に植えるだけというような結果になっているわけです。

それで、今の答弁では、残る場所に拡充して、今後、植えていく考えはないという答弁だったわけですけれども、その理由として、入り口周辺の交通の支障になる、視界が遮られるということを挙げておりました。

ですけれども、アークスの横の道路、国道へ出るのに際して、車が左右から来る車の状況を把握するには、角の５メートル前後くらいでしたら、まだそういう可能性はありますけれども、それ以外のさらに１０メートルとか、そういう部分が残っているわけです。

そういうところにも植えないというのは、非常に意図的ではないかと思います。

議会の報告に、原状回復に近い環境保全をするようにとあります。これに対して、全く重視するような姿勢が見られない。これは非常に大きな問題ではないかと思います。

議会は、歴史遺産を守るという方向で、伐採された跡地に補植することを求めているわけですよ。

それを、町は意図的に自らの理由をつけて、補植部分を半減させたということですので、これは非常に議会の意向とも違うのではないかと思います。

そこの点についてどのように考えるか、もう一度確認したいと思います。

それから、伐採した跡地に植えたわけですけれども、今の答弁では幼木と幼木の間が４メートルもあると。

その間に１００年近くたったケヤキの根が残っているわけですよ。

そうしますと、４メートルあっても、その間を埋めている、これまでの伐採されたケヤキの根が何年残っているのか。それが今後の成長の

障害になる可能性がないのか。専門家の専門的な見解から意見を確認してもらいたいというのが、質問の中身です。

ですけれども、今の答弁では、道路事業所というか、事業を進める立場の業者に、今、意見を聞くなり何なりしているということですので、本来、環境保全を考えるような専門家ではない。進めるほうの専門家ですよね。そういった点で言えば、本当にこれでいいのか。

実際に植えて、あと５年、１０年たったときに、根が張れないで、まともなケヤキの木が生えない環境にあるのではないかというのが、私の見解ですけれども、それをクリアするような答弁になっていないので、その点についても再度確認したいので、答弁をお願いします。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、まず街路樹がまだ過去のような状況になっていないのは、議会報告に対しての義務を果たしていないのではないかという趣旨の御質問かと思います。

先ほどもお答えしたとおり、全て過去と全く同じような景観になるのは担保できないと考えています。

そういった意味で、先ほどの委員会報告にある赤松街道の歴史遺産を守ることについてですが、今、７本植えた幼木の成長をまずは見守りながら、そして、その幼木の管理についても、どのような成長過程で、どのくらいの大きさになっていっているのかを、定期的に道路事務所、七飯町等とで全て観察しながら、そして、１回目の答弁でお答えさせていただいたとおり、歩道側、信号側については、１メートルほど隆起した台形状になっている土地ですので、そこに植えた場合、ケヤキの根というのは樹高のおよそ２０分の１が地中に張るというところですので、例えば樹木が２０メートルになったら、大体、根が地中から１メートルほど深部に張るというところですので、そういった場合、先ほど言ったとおり、半径２メートルほどの根が張りますので、歩道面に出てくる可能性もあり、それも観察しなければならないというところです。

台形状になったところについて、伐採前の大きなケヤキがあったときには、歩道の下のほうに根が張っていましたが、新たに補植した場合は、台形状の脇から根が出てくる可能性も危惧されます。

１メートルほど盛り上がっている地形のところには、なかなか補植しても、根が台形状の土地からはみ出てしまった場合、それ以上は成長しない、もしくは、通行者に支障が出るところもございますので、以前のようなところには、なかなか植えづらいという見解です。

しかしながら、信号機から函館方面に向かって、地表から盛り上がっている土の高さはだんだん低くなっていて、その途中にいろいろと電柱とかがございますので、そういう支障物を交わしながら、７本の幼木が成長につれてどのくらいの大きさになるか、そのときに、周りにまた新しい幼木を植えられるかどうか、経過観察しながら、今後の歴史遺産を守るという意味合いで、７本しかやらないということでは全くないので、そういった形で、今、７本植えたところを経過観察し、大きくなった後に、また新たな幼木を植えられるかどうかというものを検討しながら、赤松街道の景観を守っていきたいと考えています。

また、専門家の、今後、抜根しないで大丈夫だったのかという話ですが、先ほど来、お答えしたとおり、補植する場所を深く掘りまして、過去に伐採した根についての一部を除去し、補植していますので、そういった意味合いで大丈夫だと伺っています。

そういったところで補植させていただいたというところで、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　まず、交通の支障という点で言えば、国道に出る何メートルかくらいの範囲に木が植えてあって、枝が繁茂した場合には、そういうことも考えられます。

しかし、あそこは、国道に出るに際して、結

構、前に車が出て、周りの状況を把握できるような場所になっております。

しかも、木が植えられていた場所については、１メートルくらい高くなっている土手のような状況ですから、実際に入ると、その１メートルくらいの上に幹があって、さらに枝が上にということになりますので、本来、植えてもしばらくは全然問題ないというふうに私は思います。

そういった点で言えば、議会で求めた景観の回復ということに関して、今の答弁では少し後退と言いますか、前進するというか、要するに、今後も少し補植の範囲を広げていきたいというような言い方もされました。

しかし、それでは本来の景観を回復させますというはっきりと意思を持った取組になっていないなと思います。

議会が求めた、歴史的な遺産を守るという立場で補植をする姿勢を、きちんと持ってもらいたいなということが一つです。

それから、今、いろいろ言っておりました。実際に、専門家、専門家と言いますけれども、本当に責任を持って現状を把握し、意見を述べたのかという点に関しましては、非常に曖昧ではないかと思います。

環境についてきちんと把握できているような専門家に意見をもらう必要があるのではないか。

特に、根がある状態で、その根が邪魔であるから、５０センチほどの部分の根がないような状況に掘って、そこに土を埋めて植えたという程度ですので、本来の補植とは全く言えないやり方だと思います。

これでは、きちんとケヤキの木が成長できる環境が確保されたとは考えられません。

ですから、その点について、今後、経過を見るということになるかもしれませんけれども、実際にまともな成長ができなかった場合、どのような責任を負うのか。

それについても、きちんと責任ある答弁をお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　若松街道のケヤキに関しましては、反省しているところでして、町民の皆様にも、これまで歴史遺産として残してきたものを伐採してしまったということに関しましては、お詫び申し上げたいと思います。

そこにつきまして、特別委員会を設置して検討もしていただき、そして、今回、植栽したわけですが、この植栽に当たりましては、十分に各種保全団体だとか、道路事務所の皆さんだとか、そういう部分で御相談もしながら進めてきたということです。

また、このケヤキの位置につきましても、ここで商売をやられている方とか、地域住民の方々とも調整した上で、今回、７本の植栽をさせていただいたということです。

また、この植栽に当たっては、環境生活課長から答弁があったとおり、十分に植栽方法だとかを検討した結果、これまでも赤松街道の保全に関して、函館開発建設部の道路事務所で赤松の今の状態なども常に観察し、枯れてきている木の対応だとかも検討しておりますけれども、そういう部分では函館市内の事業者に樹木医がいらっしゃいますので、赤松街道全体の保全と、それから、今回のこのケヤキの幼木の植栽につきましても、町も含めて相談した上で、今回の植栽が行われたということで、まずは交通安全上の問題と街路樹としての管理も含めた上で、まず７本植栽させていただきました。

伐採された切り株の根もまだ生きているというようなこともあろうかと思いますけれども、その部分に関しては、先ほども答弁があったように、間隔の広いところ、そして、植栽する上では根切りもして、今回、植栽をしたということです。

まずは、この７本の幼木の成長の経過を見ながら、今後の対応などを検討していきたいと思っておりますし、その場合には、議会にも情報提供して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　今、町長の答弁を頂きましたので、責任を持って今後の対応を考えていただきたいと思います。

２問目に行きたいと思います。

七飯町が設置した涼みどころについて。

七飯町は、記録的猛暑となった今年、町民に過ごしやすい場所を提供するということで、七飯町役場１０１会議室と大中山出張所の多目的交流スペースなどに、町民が涼しく過ごせるよう、涼みどころを設置しております。

また、未就学児とその保護者を対象に、七飯町保健センター、大中山子育て支援センター、本町子育て支援センターでも、同様の涼みどころが提供されました。

住民に施設を有効利用してもらうことはいいことだと考えます。

役場１０１号室は半分に仕切られ、椅子と机２２人分が設置され、大中山出張所では１３人分の椅子と机が設置され、８月１４日までに２１名が利用したそうであります。

役場１０１号室に私が訪れたときは、３人の男性がそれぞれ本を持ち込んで読書をしている状況でありました。

今年に限らず、今後も毎年猛暑が続くようであれば、このような取組は住民に喜ばれると思います。

今年度の利用状況、それから、利用者の声を把握することは、今後の課題を把握する上で必要なことだと思います。

そこで、今年度の利用状況や利用者の反応はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　今年度で設置２年目となります涼みどころ、クーリングシェルターは、町内の公共施設７か所で開設いたしました。

運営はそれぞれの施設所管課で行ったところですが、総務課からは、役場庁舎、大中山出張所、大沼多目的会館、大沼婦人会館の４か所の状況について説明させていただきます。

利用状況といたしまして、初めに、役場庁舎は１階の正面玄関横の会議室に開設しました。開設期間は７月２４日から８月２９日までとなっています。

その間の利用人数は、会議室に常駐の職員を配置していないため、正確な人数は把握できていませんが、１日当たりおおむね３人から５人程度。稼働日数が２６日ですので、約１００人程度の利用があったと見込まれます。

次に、大中山出張所は、多世代交流スペースに開設いたしまして、開設期間は役場庁舎と同じ日程で、利用人数は延べ３９人程度となっています。

次に、大沼地区では公共施設にエアコンがなく、計画段階で開設の予定はございませんでしたが、大沼地区の企業から急遽スポットクーラーを４台無料で貸していただけることとなり、７月２５日から８月２９日までの間、大沼地区にも大沼多目的会館と大沼婦人会館の２施設で開設できることとなりました。

これによりまして、大沼多目的会館は、和室と研修室に開設し、利用人数は１人となっています。

そして、大沼婦人会館は、図書室と研修室に開設いたしまして、延べ３０人程度の利用がございました。

４施設合計では、１７０名程度の利用があったところです。

利用者の声につきましては、役場庁舎ではエアコンの設定温度を２３度としておりましたが、体感として暑い、寒いといった声が一部寄せられました。

そのほか、７月３０日に発生した、ロシア・カムチャツカ半島付近の地震による津波警報発令時に、近隣の市民が避難のため来庁し、涼みどころを利用され、町民以外でも受け入れたことに対しまして、感謝の言葉を頂いたところです。

私からは以上です。

○議長（木下　敏）　健康推進課長。

○健康推進課長（竹内圭介）　私からは、保健センターの利用状況についてお答えいたします。

保健センターにつきましては、本町と大中山の両子育て支援センターと同様に、未就学児童とその保護者を対象に、７月１５日から８月２９日までの期間で開設しております。

検診や料理教室など、保健センターの事業で使用した日を除き、稼働日数としましては１８日、延べ１６人の利用がございました。

利用者からは、椅子ではなく床に座ったりすることができるので子どもと一緒でも利用しやすい、暑さを気にせず走ったり体を動かしたりできるので子どもも喜んでいるといった御意見を頂いております。

以上です。

○議長（木下　敏）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　子どもの涼みどころとして、子育て支援センターの実績について、私から答弁させていただきます。

涼みどころ開設時から８月末までの来所人数は、本町子育て支援センターが延べ人数で３６７人、大中山子育て支援センターが３４４人でした。

来所した保護者からは、涼しい場所で子どもを遊ばせることができてよかったという声もございました。

私からは以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　今、実態と言いますか、利用状況についての答弁がありました。

特に、役場１０１の会議室の場合には、管理する職員の配置もない状況で、正確な人数が分からないということでありました。

いずれにしても、このような企画を実施するのは、今の状況の中で非常にいいことだったのではないかと思います。

それにしても、利用者の声や、利用の実態の把握は、本来、やるべきことではないかと思います。

例えば、利用者の声は感想のノートを置くだとか、そういったことで知ることができますし、要望などもそういうような形で聞くことができます。

ただ、利用者人数の把握というのは、自由に利用してもらう場合、本当に難しいことではないかと思います。

ある程度の人数も把握されているようですし、今回、特に子育て支援センターだとか、そういったところの子ども関係の利用が非常に多かったというのは驚いたわけですけれども、これに関して再度お聞きしたいのですが、３４４人だとか、そういう人数の利用があったということで、通常の利用に比べると、どのような違いであったのか。

このように子どもが来て喜んだということは、非常に画期的なことだと思いますけれども、もう少し状況を答弁していただきたいなと思います。

○議長（木下　敏）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　今回、延べ人数でお答えさせていただいたところですけれども、こちらの人数というのは、通常の利用等も含めた延べの来所者数ということになります。

また、保護者と子どもの合計の人数ですので、毎日来ているお子さんもいらっしゃいますし、涼しいならちょっと遊びに行ってみようかなというふうにして来たお子さんもいらっしゃると考えております。

それで、今回、この涼みどころを設置したことで、利用者の人数は去年と比べてどうだったのかなということで、比べてみました。

両支援センターの合計で、令和６年度と今年の同じ時期の利用者数を比較してみたところ、今年は４９人増えておりました。

ですので、涼しいところで遊べるよというようなアナウンスが、利用者の増加につながったのではないかなと捉えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　３問目いいですか。

○議長（木下　敏）　２問目は終わりでよろしいですか。

○１１番（上野武彦）　２問目は終わります。

○議長（木下　敏）　それでは、暫時休憩いたします。

１１時１５分、再開いたします。

午前１０時５９分　休憩

午前１１時１５分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

上野武彦議員の３問目の質問から入ります。

上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　それでは、３問目の質問を行います。

七飯町のサークル登録に係る改正に関してであります。

七飯町は、令和７年度よりサークル・団体に関する使用料免除の根拠が曖昧だったとして、七飯町文化の森生涯学習施設条例施行規則第９条（使用料減免に関する規定）に、新たに社会教育関係団体（サークル）を追加した上、登録期間を２か月後倒しするとし、以下の２点を義務づけることにしている。

１、登録資格の取扱いで、新たに社会教育活動を年１回以上行っていくことを追加。

２、前年度の収支決算書を申請書に追加。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

１、今回、町はサークルを社会教育団体としたが、社会教育法では社会教育団体を社会教育に関する事業を主たる目的とすると定めております。

社会教育関係団体の例としては、婦人会、ＰＴＡ、ＹＭＣＡ、ＹＷＣＡ、子ども会、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団、老人クラブなどが挙げられております。

こうしたことからも、サークル活動を公共性の高い社会教育関係団体とした理由には無理があるのではないかと思いますが、どうか。

２点目。

今回、町はサークル活動の使用料減免の条件として、社会教育活動の実施を義務づけておりますが、町のサークルの登録について述べた文書でも、サークル活動を、趣味、教養を高めたり、生活を豊かにし、健康的な生活を送るために必要な活動としております。

こうした住民の文化活動への支援が、本来の使用料減免の目的であってしかるべきでありますが、年１回以上のごみ拾いなど、社会教育活動を条件にするのは本末転倒ではないかと思いますが、伺います。

３点目。

申請書に前年度の収支決算書を追加しておりましたが、当初１０％以上の繰越金が認められた場合、営利目的があるとする考えでした。

それが適当でないということで、会員への講師料の支払いの有無に変更しております。

その認識であれば、決算書の提出は必要ないのではないかと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻　亘）　それでは、順にお答えをしてまいります。

初めに、このたびの規則改正について御説明いたします。

このたびの規則改正では、これまで教育委員会でサークルとして登録された団体が、文化センターなどの社会教育施設を使用する場合に、使用料を減免する際の根拠規定が明確ではなかったため、改めてサークルとして登録された団体の使用料減免に関する規定を整備したものです。

その際に、登録されたサークルを定義する言葉として、社会教育法第１０条に規定する社会教育関係団体という言葉を引用して、使用料を減免する条件を、社会教育施設を定期的に利用する社会教育団体として、教育委員会の登録を受けた団体が使用するものと規定いたしました。

この社会教育関係団体は、社会教育法第１０条に、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものと規定されており、議員が提示された団体以外にも、広く体育やレクリエーション、文化活動などを含む、社会教育を行う団体であれば含まれると考えられ、実際に他の市町でもサークル登録の際に社会教育

関係団体という言葉を用いている例もございますことから、私どもとしては特段に無理があるものとは考えていないところです。

２点目です。

議員のおっしゃるとおり、規則改正前から配布しているサークル・団体登録についてという文書で、サークル・団体について、趣味、教養を高めたり、生活を豊かにし、健康的な生活を送るために、多種多様な団体・サークル活動が行われていますと規定しておりますが、同じ文書の登録要件の項目で、社会教育関係団体に準ずる団体であることを自覚し、会員の増員に努めるなど、地域の文化活動、社会教育活動の推進に積極的であることと規定しており、登録団体には規則改正以前から社会教育活動の実施をお願いしていたところです。

また、サークル活動など、住民の文化活動を支援することは、生涯教育課において大切な業務ではございますが、文化センターなどの社会教育施設には、その維持管理に多大な公費が投入されており、その使用料を減免するに当たっては、公平性の確保と一般住民の方々に対する説明責任が伴うものと考えています。

趣味や教養を高める活動を支援するとともに、その活動を文化祭への参加など、何らかの形で社会に還元していただくことで、免除した使用料以上の効果が生まれ、いずれはその団体の活動にも多くの理解が得られ、さらに活動が活発化していくようになる。そして、文化振興の功用に資することになる。

そのような趣旨の下、使用料を減免することができる団体の登録に当たっては、社会教育活動の実施を条件とさせていただいたところです。

３点目です。

公民館である文化センター、大中山コモン等は、社会教育法第２３条第１項第１号で、営利事業を援助することが禁止されています。

このことから、文化センター等の公民館は、営利目的で使用することはできるものの、それに対し、優先的に使用を許可することや、使用料を免除するなどの援助は行えないこととなっております。

営利目的での使用かどうかの判断は、様々な自治体によって基準があります。その判断基準の一つとして、講師等への講師料等の支払い状況がございます。

そもそも、塾や教室などの形態を取る活動は、社会教育法上で営利目的と判断されていることから、それらの活動で文化センター等を使用する場合には、その使用に対する援助は行えません。

そのため、同じように、講師等への講師料等の支払いが伴う活動に関して、文化センター等の使用料を免除する場合には、塾や教室と区別し、明確に営利目的ではない活動であると判断するための材料として、教育委員会として講師ではない方が主体となって活動しているか、講師等への講師料等の支払いが必要以上に多額となっていないかなどを確認する必要があり、公平性を確保する観点から、その確認の作業のために、収支決算書の提出をお願いしているところです。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　今、答弁頂いていますけれども、見解の違いが如実に現れているなと思います。

まず、社会教育団体にするのは無理があるのではないかという質問でありました。

ほかの町ではどういう状況かというのを一つ例に挙げますと、古河市という市があります。

ここに関しまして、社会教育関係団体は社会教育関係団体登録要項というのを設けまして、社会教育関係団体として位置づけました。

それから、二つ目に公民館使用料減免団体というのを設けております。公民館条例の施行規則の中に、公民館とか文化センターとか、そういうものを利用する場合の条件が出されております。

そのほかに、市民活動団体という三つの対象を定めておりまして、それぞれ登録だとか、使用に関する規定を設けております。

その中で、古河市の場合は、社会教育関係団

体の中にサークルが入っておりません。社会教育関係団体というものは、先ほど私が挙げたような婦人会とか、そういう公的な活動をしている団体と位置づけております。

そして、公民館などの使用料減免団体という中に、サークルといったものが位置づけられております。

そういうようなことで言いますと、本当に七飯町の考え方が、本来の社会教育関係団体というものではなく、公民館等使用料減免団体に該当するようなサークルなどを無理やり社会教育関係団体に位置づけてしまい、社会教育関係団体であるからにはいろいろな社会活動をしなければならないということで、ごみ拾いなど、そういう社会教育活動を義務づけてきたわけです。

それは無理があるのではないでしょうか。

本来、そういった社会教育関係団体は、いろいろな施設の利用を無料で使えるような条件になっております。

そのほか、住民の文化活動に関しては、本当にいろいろな活動がありますので、そういった場合には、公民館使用料減免団体という形できちんと位置づけて対応すべきではないかと思っております。

そういった点で、今の答弁は全く私の考えと違う。また、ほかの自治体のやり方とはちょっと違うものを社会教育団体として位置づけ、実際にやろうとしているということになると思います。

まず、その点について、再度、それでいいのかということで、お伺いいたします。

それから、２点目ですが、使用料減免の条件ということですけれども、本来であれば、社会教育団体として位置づけられるのは当然ですが、サークルなどの文化的な活動をやっている団体に対して、今までは無料で使用できたわけですけれども、今回は使用料減免の条件を付したわけです。

ごみ拾いなどの社会活動をしなければ利用できませんよということを義務づけたわけですよね。

これは、本来の社会教育活動に位置づけられるかもしれませんけれども、住民のいろいろなサークル活動を応援するという姿勢ではなく、社会教育の部分的な活動を条件づけて、それをやらないと無料の使用はさせませんということは本末転倒で、あるべきやり方ではないのではないかと。

本来の減免の条件というのは、住民の文化的な活動を応援する立場での応援だと思いますけれども、今回のそういう義務づけをして、それをしないと認めません、無料にもしませんというのは、非常に問題があるのではないかと思います。

それについて、再度答弁頂きたいというのと、最後に、決算書の提出を義務づけております。

実際に講師を雇って、講義をしてもらうという団体が、こうしたサークル活動の中でどれだけいるのかということが一つあります。

本当に一部が講師を雇い、講師料を払ってやっているというのであれば、あまり関係のない団体にまで決算書の提出を義務づけるというのは、少し無理があるのではないかと思います。

実際に講師料を払っているサークルが、今、登録しているサークルの数の中でどのくらいいるのかについて、お伺いします。

○議長（木下　敏）　生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻　亘）　それでは、１点目から４点目まであったかと思います。順次お答えをさせていただきます。

まず、古河市の例を出していただきました。

社会教育関係団体、文化社会教育施設利用団体、免除団体、様々な呼び名があるのは存じております。

実際、渡島管内におきましても、七飯町以外に社会教育関係団体という言葉を使って登録をしている市町は３団体ほどいます。

今回、我々がこの規則改正をした趣旨というのは、社会教育団体という名称を使っていますけれども、そもそも社会教育施設、公民館を拠点として無料で使っている団体の条件を明確化

するということで、社会教育関係団体という言葉を使わせていただいております。

いろいろな活動をしている団体があるのはもちろん存じております。

例えば陶芸のようなもの、絵画のようなもの、書道のようなもの、手芸だとか、それぞれ皆さんの教養を高めたり、文化活動を推進したりするために団体を組んで使っていただいております。

それらの団体に、これまでも無料で公民館を使っていただいておりましたが、今回の改正の趣旨というのは、先ほどの答弁でもございましたとおり、そこに義務を、結果的に社会教育関係団体として社会教育活動をしていただくという条件を付していますが、その趣旨としては、それを義務づけて活動を制限するというものではなく、せっかく皆さんが集まって、絵画なり、手芸なり、書道なり、文化活動をしていただいているので、例えば文化祭であるとか、文化センターの展示であるとかでそれを披露し、一般の住民の方にも活動を還元していただき、そのことによって、その活動がより多くの人に理解をされて、結果的にはその団体の活動が活発になって、それが七飯町全体の文化振興、文化レベルの向上に資するのではないかというのを趣旨に、このたびの改正をさせていただいたところです。

回答が重なるかもしれませんが、公民館、医療団体だとか文化サークル、今まではただ単にサークルというような名前で登録しておりましたけれども、それを社会教育関係団体という名前にさせていただきました。

そのことによって、社会教育活動を年に一度やっていただくことで、文化センターをこれまでどおり無料で使っていただくという趣旨については、これまでも述べさせていただいておりますが、議員がおっしゃるように、制限を加えたり活動の範囲を狭めたりするという趣旨ではございません。

例えば社会教育活動については、資料とかでも説明させていただいておりますが、今回、例に出ている清掃活動、ごみ拾いというのは、例としてちょっと不適切なものだったと思いますので、その点において利用者の皆様に誤解を与えているのであれば、お詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

ただ、我々が考えているのは、あくまで皆様の活動を、皆様の中だけにとどめるのではなく、一般の皆様にも還元して、無理のない中で、例えば文化祭であるとか、発表会であるとか、文化祭以外にも、それぞれのサークルで、例えば文化センターのギャラリーだとかで作品展示などをしていることもございます。

何かを研究したりすることが趣旨のサークルもあると思いますので、そういうサークルの団体の皆様におかれましては、その研究成果なりを発表する場について相談していただいて、例えば文化祭のブースを一つ増やすとか、そのようなことも考えております。

体験会の実施など、幅広い活動が社会教育活動に該当すると考えていますので、社会教育活動は各サークルの設立趣旨に合わせて、各々のサークル活動の延長上で実施していただければと考えておりますし、説明資料にもあるとおり、どのような活動をしたらよいのかは、随時、我々の担当に相談していただけますので、その点については御理解と御協力をお願いしたいと思います。

また、決算書の添付につきましてです。

一部重なると思いますが、社会教育活動として営利目的でないものを、文化センターの利用の免除の条件とするということで、一部のサークルにのみ講師料があるから決算書の提出を求める、講師料がないから決算書の提出は結構ですよという扱いではなく、文化センターを無料でお使いいただく団体の皆様には決算書を提出していただいて、こちらで確認させていただきたいということです。

サークルの中でどれだけの団体が講師料を取っているかという部分につきましては、現在、手元に資料がございませんので、ちょっとお時間を頂いて、調べてお答えさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

１１時４５分、再開いたします。

午前１１時３８分　休憩

午前１１時４５分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

上野武彦議員に対する答弁より入ります。

生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻　亘）　貴重なお時間を費やしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

文化センターの登録数ですが、ただいま５３の団体が登録をしております。

その中で、現在、講師料の支払いがある団体については、６団体確認できたところです。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　いろいろ意見の違いがあるのは分かります。ただ、社会教育団体と社会教育関係団体は全く違うと思います。

町は社会教育団体として位置づけて、サークルを認定しているわけですよね。関係団体ではないです。社会教育団体なのですよ。これに関しては、本来のあれとは違うのではないかと思います。

私が最初に申し上げたように、社会教育団体というのは、限定した社会教育に関連することを専門的にやる団体のことを言うわけで、文化サークルというのは、社会教育を専門にするわけではないです。それぞれの趣味とか、そういうものを目的に集まっているわけですよ。

それを社会教育団体に位置づけたことは間違いではないかと、はっきり求めているわけですけれども、それはどうなのでしょうか。

再度確認をしたいと思います。それが１点です。

それから、２点目に、先ほどから言っていることですけれども、施設を利用する条件として、社会教育関係の活動をしなさい、それをしないと、今後、無料の施設の利用は認めませんというのは、非常におかしい話ではないかと思います。

要するに、義務づけが本来あってはならない。要請する程度のものではないかと思います。

そういうことで言えば、この社会教育活動を義務づけて、それをしない場合、施設の無料の利用は認めませんというやり方は、改めるべきだというふうに、はっきり申し上げたいと思います。

これについて、きちんと答弁をお願いしたいと思います。

それから、最後の問題ですけれども、先ほどの答弁で、サークルの登録団体として５３あって、そのうち講師料などの支払いが発生しているのは６団体だということでした。

それがはっきりしているのであれば、そういう団体については、講師料が問題ないかどうかという確認のため、決算書を出すことを義務づけるのはいいと思うのですけれども、あとの８割近い団体に、あまり関係のないような決算書を義務づけるというのは、おかしい取組ではないかと思いますので、その辺についても、きちんとした答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　教育長。

○教育長（倍楼　司）　それでは、私から御答弁してまいりたいと思います。

このたびの改正に当たりまして、当初の説明だとか、手続が悪く、サークルの皆様を惑わせてしまった点について、まず私からもお詫びを申し上げたいと思います。

私ども教育委員会としては、サークル活動は世代を超えて誰もが継続的に学び合う場であり、人と人とのつながりだとか、人が成長できる場であって、これらを通じて地域の賑わいや活性化につながるものと認識しております。

その意味におきまして、今までもこれからもサークル活動を応援していくというスタンスに変わりはございません。

しかしながら、公の施設である公民館等の利用に関しまして、規定が不明確となっている部

分を、今回、明確にさせていただく必要がありました。

サークルの団体の皆様に、社会教育活動として一手間お願いすることになりますが、それぞれのサークル活動の特色に合わせて実施をお願いしたいというところで考えております。

先ほど上野議員から御質問がありましたが、団体の考え方、社会教育団体と社会教育関係団体というところのお話です。

上野議員からは、古河市での取扱いということでお話がございましたが、私どもは今の制度を含めて、渡島の近隣市町の状況を参考に、制度設計をしてきたところです。

あと、社会教育活動の義務づけについては、現状、社会教育活動として文化センターを使っていただく上での義務ということでお願いをして、やっていただきたいということで考えているものです。

ここら辺につきましても、今はこの形でやらせていただきますけれども、今後、またサークル活動の皆さんとかとお話をさせていただきながら、どういう形がいいか、議論させていただきたいと思います。

その上で、将来に向けては改正もあるのかなというか、ほかの自治体だとか、全国的に広いところの取扱い状況も踏まえ、そこは今後検討してまいりたいと思っています。

あと、講師の件です。

収支報告書まで必要ないのではないかというところですけれども、そこは調べてみて、講師を活用している団体が６団体というのが分かったわけですけれども、それらも改正の前には十分に分かっていないところがありましたので、今回、そこら辺を手続として聴取したというところです。

先ほども申しましたけれども、当然、教育委員会はサークル活動を支援していく立場にございますので、これからも町民の皆さんがサークル活動を通じて元気に活動される、生活される源になっているということを考え、支援をしていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　今、教育長から答弁頂いたのですけれども、その中で、まず、社会教育活動の義務づけについては、お願いというような方向も考えていくという答弁だったと思うのですが、それでよろしいかどうかというのがまず一つです。

それから、義務づけは本当にあってはならないと思っておりまして、義務づけをして、それをやらないと無料での使用は認めませんという今回の改正は改めるべきだと思いますので、今、教育長がおっしゃられたようなお願いという方向で改正するかどうか、確認をしたいと思います。

それから、もう一つ、講師料が発生しているのは５３のうちの６団体だということで、こういった講師料が発生するのは、例えば料理だとか、お花だとか、専門的なことを理解するために、どうしても外部からの講師が必要だという場合もあります。

講師料を払う形でのサークル活動はあり得ることだと思いますが、それはかなり限定されたサークルだというふうに思います。

それの関係で言えば、その６団体なりに限定して決算書の提出を求め、確認するというような方向があっていいのではないか。

ほかの８割以上は講師と関係のない団体で、そこに決算書を出しなさいと義務づけるのは、改めていくべきではないかと思います。

その辺の確認を再度しながら、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　教育長。

○教育長（佶楼　司）　それでは、２点、御質問がございましたので、私から御答弁してまいります。

まず、お願いということでお話をさせていただきましたけれども、どういう形であればできるのかということを、団体の皆様と対話させていただきたいと思います。

その中で、可能なものをやっていただくような形で、そこら辺は対話をさせていただきたい

ということです。

あと、講師料の関係で、講師をお願いしている団体が６団体ということで、ほかの団体については講師を扱っていないのでというようなお話でございます。

先ほども申しましたとおり、きちんとした形で、講師を使っている、使っていないという形は、今回、初めて６団体と分かったわけです。

今後、それらをどういうふうに整理していくかというのは、事務的なレベルで整理をしながら、そこについても各サークルで活動をしている皆さんと協議していき、説明を十分にしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　今、教育長に答弁頂いきましたけれども、一つあります。

今回、社会教育団体としてサークルを位置づけたと。

答弁の中では社会教育関係団体という表現で言っておりましたけれども、それとは全く違いますよね。社会教育団体と社会教育関係団体は違います。

実際に、町はサークルを社会教育団体として位置づけて、今回、こういう改正を行っているわけです。

そういった点で言えば、町の社会教育団体と位置づけるサークルの取扱いは、改めるべきではないかというふうに思いますので、その点についても答弁をお願いします。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

１時、再開いたします。

午前１１時５８分　休憩

午後０１時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

上野武彦議員に対する答弁より入ります。

教育長。

○教育長（倍楼　司）　それでは、再答弁をしてまいります。先ほどちょっと不明確な部分もございましたので、改めて答弁をさせていただきます。

まず１点目、社会教育団体と社会教育関係団体との御質問です。

法律上は社会教育関係団体となっています。七飯町では、社会教育関係団体ということで規則等をつくっているということで、御理解を願いたいと思います。

次に、社会教育活動の実施の義務化です。

ここについては、公共施設を利用していただく上で、それぞれの自治体によって、取扱いは違うものだと認識をしております。

先ほども申し上げましたとおり、教育委員会はサークル活動を支援する立場がございます。

もう一方では、公の施設の管理責任もございまして、公平性の確保と一般住民の方々への説明責任があるというところです。

その管理責任の上で、社会教育活動の義務づけをお願いするものです。

このお願いという言葉が、あまりよろしくなかったのですけれども、これは義務としてやっていただくということです。

ただ、その社会教育活動ですけれども、サークルの活動の過度なものだとか、新たにお金をかけてというものではなくて、例えば今までも文化祭に協力していただいているだとか、文化センターの展示に協力していただくだとか、今やっているサークル活動の延長線でできることをしていただければという思いです。

多分、今やっているサークル活動の中に、社会教育活動があると思いますので、そこら辺を無理のない範囲でやっていただければいいのかなと。年１回ということで思っています。

あと、どのようなものが社会教育活動になるかというところで不明な点あれば、私どもに相談していただければ、受けていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、収支決算書についてです。

これも先ほどお願いということでお話をさせていただいたところですけれども、規則も制度化されておりますので、今、各サークル活動の皆様には収支決算書として提出していただいて

います。

これは毎年１回、団体の登録の際に提出していただくものですけれども、様式を定めていますし、手引きも作っておりますので、分かりやすくということで努めているところです。

これも不明な点があれば、教育委員会に来ていただいて、相談していただければ、こちらでも協力は惜しまないように考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

今後も、いろいろサークル活動をする方たちの御意見等もございますので、そこら辺も踏まえて、サークル活動を支援する教育委員会の立場としては、いろいろ協力するだとか相談を受けていきたいと思っています。

そうは言っても、公の施設の管理ということもございますので、社会教育活動については義務としてやっていただきたいということで考えていますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　教育長から３点について答弁頂いております。

基本、従来の考えを変えない姿勢だということが見えてまいりました。

まず、社会教育団体にサークルを位置づけ、その上で、サークルに社会教育活動を年１回やってもらいますと。これも変わらない。基本、義務づけですよね。

その実施を条件に、サークルの使用料減免を認めますよと。

従来、町が方針を示した方向と何の変わりもない答弁だったと思います。

私が質問した目的というか趣旨は、文章にもありますけれども、基本、サークルを社会教育団体に位置づけるということに無理があるのではないかということが第１点目です。

質問の中でも言っておりますけれども、社会教育関係の団体というのは、社会教育に関係することを目的として活動する団体なわけですから、サークルはそれとは全く違う位置づけになると思います。

そうしますと、ほかの自治体でもやっているように、サークルなどの社会的な活動に関しては、公民館等使用料減免団体という位置づけで取り扱うべきではないかと思うわけです。

そういった点で、歩み寄りが見当たらない結果になっております。

これは、それぞれの立場がありますので、仕方がない問題ではありますけれども、正しい情報の取扱いということで言えば、先ほども言いましたように、社会教育団体は非常に特定された活動を行う団体であるということですので、七飯町がそこの中にサークルを位置づけるのは改めるべきではないかというのが私の主張です。

これについて、全く歩み寄りの姿勢は認められないという結果になっております。それが第１点です。

これはどこまで質問しても平行線になる可能性がある問題ですので、やめておきますけれども、公民館等の使用団体という形で位置づけるべきサークル活動だと思うわけです。

それについて、サークル活動などは公民館等使用料減免団体と位置づけて、無理やり社会教育団体という本来のあれとは違うものに位置づけてしまうのは、違うのではないかというのは、これについても歩み寄りがない状況で終わっております。

これもそれぞれの立場があるので、どうしようもない問題かなと思いますけれども、社会教育団体というのはこういうものだからこうすべきだと、その中にはこういう団体があり得るけれども、サークルはちょっと合わないのではないかというのが、私の主張です。

そういう関係では、そこをもう少しきちんと検討し、直してもらいたいなというのが、第１点目です。

それから、第２点目は、先ほども言っていましたけれども、サークルに社会教育活動を義務づけて、それを文化センターなどの施設を無料で利用する条件にしているということです。

これも非常に問題がある。義務づけるべきものではないのではないか。

それぞれのサークルがそれぞれの目的を持っ

て活動しているわけです。

そういう団体に対して、義務づけて、こういうことをしなければ、無料での使用は認めませんというのは、本当に歩み寄らない問題だと思いますけれども、私はそうではないでしょうと。

公民館等使用料減免団体という形で位置づければ、本来、義務づけの必要がない社会教育活動は対象にならないということです。

ほかの自治体でもそういう位置づけをして、社会教育活動を義務づけているようなところは見当たらない状況ですので、七飯町には、その点を改めていく方向で考えていただきたいなというのが、私の２点目の質問です。

それから、３点目は決算書の提出。

決算書の対象になるのが五十何団体という形で出されておりました。

そのうちの６団体だけが、講師料を払わなければならないような団体だということですけれども、その場合、この６団体に限った形で決算書を出すことがやられても仕方ないでしょうけれども、ほかの４７団体は講師料と関係のない団体ですよね。

そういったところにまで義務づけて、決算書を出しなさいというのは、非常に不合理な問題ではないかと考えられますので、この３点について、同じような答えになるかもしれませんけれども、最終的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　教育長。

○教育長（倍楼　司）　それでは、質問にお答えしてまいります。

私どもとしましては、今までお答えした答弁と同じような答えにならざるを得ないと感じています。

上野議員が調査した中で、他の自治体の状況を踏まえてお話をしていただきましたが、私どもとしましては、渡島管内の他の自治体の状況を踏まえて、それらを参考にして、七飯町にはどのような形が合うかということで規則づくりをしています。

ですので、今の七飯町のやり方について、誤っているというような認識はございません。

また、サークル活動の義務づけにつきましても、同じような答弁になってしまいますが、公の施設を活用していただく以上、住民に対する説明責任だとか、どのような団体が使っているかという中で、社会教育活動をしていただいて、そこは住民の皆様にも御理解を頂いた上で、減免という形でこれからも進めてまいりたいなと思っています。

収支決算書につきましては、６団体という状況で、講師に来ていただいて、その部分が見えたのは、今回、このような収支決算書を提出していただいて初めて分かったということです。

それにつきましては、これからも毎年度、サークル団体として登録の確認が必要だと思っています。

ただ、私どもとしては、様式も含め、難しいものを要求していると考えておりませんけれども、そこは難しいだとか、何か疑義があれば、事務局に相談していただければ、私どもも一緒に考えて、もしかしたら資料作りもあるかもしれませんけれども、そこら辺の協力できる部分については協力してまいりたいと思っています。

答弁については以上です。

○議長（木下　敏）　通告順に発言を許します。

中川友規議員。

○９番（中川友規）　それでは、通告順に従いまして、１問、質問をさせていただきます。

藤城峠下地区振興計画の進捗状況について。

町は、北海道新幹線の開業や北海道縦貫自動車道七飯インターチェンジの開通を最大のチャンスと捉えて、平成２１年３月に策定した新幹線と高速道路網を活用する基本計画で位置づけている三つの拠点地域、大沼地区・峠下周辺地区・車両基地周辺地区のうち、峠下周辺地区の活性化を図るため、平成２５年２月に藤城峠下地区振興計画を策定した。

この振興計画では、藤城地区において、子育て支援・地域コミュニティー施設等の整備促進、生活環境の整備、移住定住の促進、自然環

境の保護、峠下地区においては、食と観光・特産品の情報発信施設の整備、商業施設の拡充、子育て支援・地域コミュニティー施設等の整備促進、生活環境の整備、自然環境の保護が重点施策として掲げられている。

この重点施策の中で、老朽化した公民館や保育所等の整備が活性化事業として具体的に定められており、地域や関係者はその実現を期待していたところである。

しかし、策定から１０年以上経過しているが、事業は何ら進展がなく、関係者からはどうなっているのかという疑問の声も上がっている。

さらに、計画期間満了の令和２年度末をもって計画は更新されておらず、現在は計画そのものがどうなっているのか分からない状態になっている。

そこで、次の点について伺いたい。

１、藤城公民館の建設年度、これまでの主な改修状況及び振興計画に基づく現在までの取組状況。

峠下公民館の建設年度、これまでの主な改修状況及び振興計画に基づく現在までの取組状況。

２、学童を除く藤城公民館の利用状況（平成２５年度から令和６年度までの年度ごとの年間利用人数）及び今後の利用見込数。

こちらも同じで、学童を除く峠下公民館の利用状況（平成２５年度から令和６年度までの年度ごとの年間利用人数）及び今後の利用見込数。

３、藤城公民館を活用して運営している藤城地区学童保育クラブ（あおぞらクラブ）の今までの利用人数（平成２５年度から令和６年度までの年度ごとの年間利用人数）、今後の利用見込数。

峠下公民館を活用して運営している峠下地区学童保育クラブ（サルビアクラブ）の利用人数（平成２５年度から令和６年度までの年度ごとの年間利用人数）、今後の利用見込数。

４、藤城保育園の建設年度、これまでの主な改修状況及び振興計画に基づく現在までの取組状況。

５、藤城保育園の利用人数（平成２５年度から令和６年度までの年度ごとの年間利用人数）、今後の園児数の見込み。

６．藤城地区消防番屋の建設年度、これまでの主な改修状況及び振興計画に基づく現在までの取組状況。

７、峠下地区の企業誘致の現状。

８、計画期間満了をもって振興計画を更新しなかった理由について。

９、今後の藤城峠下地区振興計画。

○議長（木下　敏）　生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻　亘）　それでは、私からは１点目及び２点目をお答えいたします。

まず、１点目です。

藤城公民館は、昭和５４年度に鉄骨造で建設され、昭和６０年に和室の天井破損を１万８，０００円で修繕して以降、毎年のように細かな修繕を重ねております。

主なものとしては、平成１５年度に４２０万円をかけてトイレの簡易水洗化工事を実施。

平成１７年度に約２８７万円をかけて屋根の補修工事、令和５年度に約１８２万円をかけて照明設備のＬＥＤ化改修工事を実施しております。

次に、峠下公民館は、昭和５３年度に鉄骨造で建設され、昭和５８年に床タイルと天井ボードを３万４，０００円で修繕して以降、毎年のように細かな修繕を重ねております。

主なものとしては、平成１８年度に約３９３万円をかけてトイレの簡易水洗化工事を実施。

平成２７年度に約１６９万円をかけて屋根の補修工事を実施しております。

次に、藤城峠下地区振興計画に基づく取組状況ですが、重点施策として子育て支援・地域コミュニティー施設等の整備促進が記載されており、その活性化事業等として老朽化した公民館の建て替え整備が謳われておりますが、現在のところ、建て替えに向けた取組は行われておらず、コミュニティー施設の整備として、先ほど申し上げたような現在の公民館の維持管理を行っているところです。

２点目です。

次に、平成２５年度からの年間利用人数ですが、藤城公民館は、平成２５年度２，５４５人、平成２６年度２，４７１人、平成２７年度２，８７７人、平成２８年度２，３６９人、平成２９年度２，４５９人、平成３０年度２，５９６人、令和元年度２，６３２人、令和２年度１，３９８人、令和３年度１，６６８人、令和４年度１，１１８人、令和５年度１，６９６人、令和６年度１，６５６人です。

次に、峠下公民館は、平成２５年度２，０８６人、平成２６年度１，９３２人、平成２７年度１，４５８人、平成２８年度１，２７８人、平成２９年度１，３２１人、平成３０年度１，１５５人、令和元年度１，１５４人、令和２年度５３１人、令和３年度５１８人。令和４年度４８６人、令和５年度１，１８９人、令和６年度９３５人。

両公民館ともに今後の利用見込数は、令和６年度の利用人数から当分の間は横ばいで経過し、そのまま徐々に減少していくと想定しているところです。

○議長（木下　敏）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　私からは３点目、４点目及び５点目について答弁させていただきます。

まず、３点目、藤城地区学童保育あおぞらクラブの利用人数ですが、平成２５年度１４人、平成２６年度１７人、平成２７年度１７人、平成２８年度２４人、平成２９年度１９人、平成３０年度１７人、令和元年度１６人、令和２年度１７人、令和３年度２２人、令和４年度２１人、令和５年度２４人、令和６年度２８人です。

今後の利用人数については、５年程度は微増、または横ばい、その後は徐々に減少していくと想定しております。

次に、峠下地区学童保育サルビアクラブは、現在は旧峠下季節保育所で運営しており、利用人数は平成２５年度１２人、平成２６年度１１人、平成２７年度１６人、平成２８年度１７人、平成２９年度１２人、平成３０年度１３人、令和元年度１３人、令和２年度１１人、令和３年度９人、令和４年度１０人、令和５年度１１人、令和６年度１２人です。

今後の利用人数については、横ばい、または徐々に減少していくと想定しております。

次に、４点目、藤城保育園の建設年度と、これまでの改修状況についてですが、建設年度は昭和５６年度で、これまでの改修状況については、工事は運営する社会福祉法人が実施しており、その主なものとしては、平成２０年度に外壁改修工事で２４０万円、平成２２年度に屋根改修工事で３０２万４，０００円をかけて改修しております。

続いて、藤城峠下地区振興計画に基づく取組状況ですが、重点施策として子育て支援・地域コミュニティー施設等の整備促進と、その活性化事業等として老朽化した保育園の建設整備支援が謳われております。

町としましては、運営する法人から建て替えに関して御相談があれば、施設整備等に係る国庫補助金や各種申請業務等に関して支援してまいる所存です。

続いて、５点目、藤城保育園の利用人数ですが、平成２５年度５８人、平成２６年度４６人、平成２７年度５７人、平成２８年度４９人、平成２９年度５７人、平成３０年度５７人、令和元年度５９人、令和２年度６２人、令和３年度６３人、令和４年度６１人、令和５年度６６人、令和６年度５９人です。

今後の利用人数については、当分の間は横ばい、その後は徐々に減少していくと想定しております。

私からの答弁は以上です。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　６点目です。

七飯消防団藤城分団詰所は、昭和５４年度の建築であり、平成２８年度に火の見やぐらを撤去、屋外サイレンを新設、令和３年度に屋外玄関灯を交換しております。

南渡島消防事務組合の個別施設計画では、今後の老朽化の状況を見極め、改修、または更新について考えていく必要があるとされていると

ころです。

以上です。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　７点目の峠下地区の企業誘致の現状についてですが、北海道新幹線開業を見据えて造成された当時の峠下流通団地は、平成２５年度で分譲区画の販売等を終え、現在は１件の貸付けを含む計６社の企業進出に伴い、全て完了している状況です。

今後、さらなる企業誘致促進を目指すに当たりまして、新たな区画造成の必要性、あるいは、七飯町への進出を目指す企業に対しましてニーズに沿った場所への誘導など、相互連携により取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　８点目についてですが、七飯町藤城峠下地区振興計画は平成２５年２月に策定され、平成３２年度を目標年次としており、藤城地区の事業では児童館等学童施設の整備や、老朽化した保育園、公民館の建設、建て替え整備等を定めております。

また、峠下地区の事業では、食と観光・特産品の情報館等の整備や、企業誘致の促進、児童館等学童施設の整備、老朽化した公民館の建て替え整備等を定めております。

このうち、峠下地区につきましては、特産品情報館等の整備について、それに代わる現在の道の駅の基本計画が平成２８年３月に策定され、企業誘致についても平成２５年度で分譲区画の販売が終了しております。

また、藤城峠下地区の公民館建て替えについては、平成２８年度からの第５次七飯町総合計画策定時の投資的事業として位置づけられていることから、七飯町藤城峠下地区振興計画は更新されなかったものと捉えております。

９点目の個別の建て替え事業等については、今後も七飯町総合計画において位置づけるものと考えており、新たな個別の地域計画策定等については、現在のところ、検討しておりませんので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　まず、２点目と５点目の中に、当面の間、利用の見込みは横ばいということだったので、ここは単純に何年くらいを想定しているのか。

先ほど学童保育だったか、５年というのがあったので、そこと、あと、４点目、運営法人からの相談があればということですけれども、整備に係る国の補助金だとか、各種申請関係の支援ということだったのですけれども、この辺をもう少し詳細に教えていただきたいです。

それと、６点目の消防の関係です。

七飯消防署だとか大中山、大沼かな、分遣所というのですかね、その管理自体は南渡島消防事務組合ということだと思うのですけれども、各地域にある消防の詰所の所管は南渡島消防事務組合なのか、七飯町なのかというのをお知らせ願いたい。

それと、７番の企業誘致の件です。

峠下の流通団地に６企業が進出して、全て販売を終えているということは、私も把握しているのですけれども、今回、聞いているのは現状のことであります。

この振興計画の策定後、町がどのような企業誘致をしてきたのか、また、企業側からの相談が来るのは当然あると思うのですけれども、企業側からではなく、町としての誘致活動はどのように行ってきたのかというのをお聞きしたいなと。

私から見ますと、町側から誘致活動をしている姿がなかなか見えてこなかったもので、この辺をちょっとお示し頂きたい。

とりあえず、それでお願いします。

○議長（木下　敏）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　御質問の中で５点目という言葉がございまして、藤城保育園の利用人数の当分の間というのはどれくらいのことかということかと思いますので、そちらについてのお答えをさせていただきます。

まず、保育園の利用人数について、当分の間は横ばいということで、保育の人数、子どもの利用人数というのは、子ども子育て支援事業計

画というものでおおよそ５年ごとの計画を策定しておりまして、５年ごとに人数はどれくらいになるかということを想定して計画をつくっております。

ですので、当分の間というのは、まず５年ごとに見ていきますので、子どもの数は減っていきますけれども、保育の利用についてのニーズは増えておりますので、５年間は横ばいであろうと。

その後の５年間は、今の時点では分からないけれども、横ばいか、もしくは子どもの人数とそのニーズのところが逆転すると、徐々に減っていくのではないかと想定しております。

それから、もう１点、相談があれば支援をするということだけれども、どのような内容かということの詳細を聞かれたのかと思いますので、その内容でございますが、保育施設の建て替え、改築に関しては、非常に大きな費用がかかりますので、国の補助金で、交付して支援をするという補助制度があります。

それについて、国の補助の中には町の負担分もございますので、町としてもその負担分は財政的な支援に当たるのかなと解釈しております。

また、申請に際して非常にたくさんの書類ですとか、そういう数字的なものを作って、道を介して国に提出しなければなりません。

すごく膨大な量になりますので、そこに関しては、私どももこれまでの経験もございますので、そういうところで書類の作り方ですとか、スケジュールですとか、そういうところをどういうふうに組み立てていって、問題なく事業を進められるかというところを相談しながら、町と法人とで一緒に進めていくというようなところでの支援という意味で、お答えさせていただきました。

以上です。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　６点目でございます。

消防署等の消防庁舎に関しまして、所管は南渡島消防事務組合となります。

以上です。

○議長（木下　敏）　生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻　亘）　公民館の利用人数の今後の推移についての再質問かと思います。

公民館につきまして、利用人数の計画というものは策定をしていませんけれども、地域の人口が徐々に減ってきているのは確かです。

ただ、人口が減っているからといって、藤城・峠下の両公民館ともに、地域で活発に文化祭活動なども実施していただいていますので、今後５年間程度は同じような利用者数で、横ばいになっていくと思っております。

その後については、徐々に減っていくものと予想しているところです。

以上です。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　７点目の峠下地区の企業誘致の関係です。

まず、峠下地区についてですけれども、新幹線が２０１６年開業ということで、その４年前に新幹線開業を見据えて、大型飲食店が進出していることと、その沿道のコンビニエンスストアですとか、開業から２年後になりますけれども、道の駅ないろ・ななえの設置ということ、さらには民間活力を活用して商業施設も隣接する形ということと、その向かいの大型空き店舗もこのたび商業施設としてリニューアルを図ったこと、それに隣接する形のコンビニエンスストアも進出されたということで、新幹線開業、そして、道の駅の設置ということで、商業施設ではありますけれども、その相乗効果を得る形での企業が立地をされてきたという経過がございます。

また、藤城地区におきましては、既存の製造業の会社の増設ですとか、また、峠下地域では道の駅に隣接する形での施設整備の計画がございましたけれども、両者ともに物価の高騰ですとか資材の高騰を受けまして、ちょっと状況を見ながら考えているということで、今のところ、交渉が保留となっています。

そのような取組をした中で、今後、また新た

な展開が期待できるように取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　当面の間というところは分かりました。

４点目、保育園の関係ですけれども、国の補助金だとか、申請の関係のスケジュール的なものを一緒にやっていくというのは、これは保育園だとかそういう施設をやるときに、通常のと言ったらあれですけれども、国の支援策の一つの中の町負担分ということですよね。

この藤城峠下地区振興計画で、はっきりと老朽化した保育施設の整備、一応、支援とはなっていますけれども、先ほど、運営している法人から相談があればという答弁だったと思うのですが、この計画自体がそもそも町の計画であると思います。法人がつくった計画ではないと思うのですよね。

だから、そこら辺に対しても、来ればではなくて、本当はこちらから町としてこういう計画をしましたよと。

その場所で建物を運営している相手先に、町からそろそろ建て替えを検討していかないかとか、町でも協力しますよということをやっているべきだと思うのですけれども、実際、これまでの間に、運営法人と何回くらい建て替えについての協議をしたのか、あと、協議の内容もちょっと教えていただきたいなと。

それと、６番目です。

消防の関係ですけれども、南渡島消防事務組合で管理しているということで、こちらは町のつくった計画の中に、老朽化した消防詰所の建て替え整備と。

保育園は老朽化した保育園の建て替え整備支援ということですけれども、消防の詰所に関しては、老朽化した消防詰所の建て替え整備というので、町で整備をはっきり謳っております。

その辺はどういうふうに、管理が南渡島消防地務組合であれば、同じくそちらと何回くらい協議をして、内容はどういうふうになっているのか。

それと、７点目。

道の駅だとか、近隣のコンビニだとか、ＤＡＮＳＨＡＫＵだとか、１０９″ｚｉｅｌとか、確かにいろいろオープンして、あそこは賑わっていますけれども、私が言っているのは、七飯町として企業誘致をした活動内容を教えていただきたい。

はっきり言って、あの辺に来ている企業の方々は、それぞれ自分たちの企業努力で来ていて。要は、企業をより発展させていくというので、自分たちの企業、本当の企業努力で頑張って進出してきていると思います。

それをやるに当たって、町とも話合いはしているかもしれませんけれども、そうではなくて、七飯町としての誘致活動。

それが結果的にどこも来なかったのですよと言うのなら、それでいいのですけれども、こういう計画を持ってやっているのですから、例えば何十件行きましたよと。

企業先はしゃべらなくてもいいのですけれども、何十件くらいの相手先にこういう活動をしたか。

結果的になかなか実らなかったなら、それはそれでいいので、町として誘致に動いた内容を教えていただきたいということでお願いします。

○議長（木下　敏）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　再質問、藤城保育園の部分についてお答えさせていただきます。

まず、この計画は町の計画である以上、町側から積極的に運営法人に働きかけるべきではとの御指摘かと思いますが、議員のおっしゃるとおりだと思います。

また、その一方で、建て替えに関しては非常に大きな費用がかかります。法人にとっても負担が大きい事業となりますので、やはり慎重にお話を進めていくべきかと考えていました。

その中で、これまでにどれだけの回数を協議して、その内容はどうだったのかというような御質問だったのですけれども、回数については、申し訳ございませんが、正確に何回という

ふうにお答えできないのですけれども、その法人については、先にもっと古い建物、大沼保育園になるのですけれども、まずそちらの建て替えをして、その次に藤城を改築したいと考えているというお話は一度伺っております。

その際に、もしその時期が来ましたら、費用がかかることですので、御相談頂ければ、どういうふうに進めていくのが一番いいかということを一緒に考えていきましょうというようなことで、お話合いをしたという経緯はございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　６点目です。

消防詰所の建て替え整備は南渡島消防事務組合が行うところですが、費用に関しましては、町が負担金として整理するところになります。

また、この件に関しまして、現在まで南渡島消防事務組合と具体的な話合いは行われていない状況です。

また、これに関して消防からの要望も、現在はまだない状況です。

以上です。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　企業誘致の関係です。

先ほどの答弁の中で、北海道新幹線開業の効果もありまして、町としても道の駅の建設をしてまいってきたと。それに関連して、先ほど御説明させていただいた商業施設が立ち並んだという。

この道の駅の建設整備も、一つの誘致促進のきっかけになったのではないかと、まずは捉えているところですけれども、これまでの質問の中でも、企業誘致が積極的に図られていないのではないかという御指摘もございまして、町としましても、ただ受け身になるのではなく、これまでなかなか積極的な活動ができていなかった状況ではございますが、今後、札幌の大きなフォーラムへ自主的に参加して企業との接触を図るだとか、都内のイベントも積極的に参加をさせていただいて、そのような場で七飯町のＰＲ、企業誘致等を図ってまいりたいという計画もございますので、それに向けて、今後、いろいろ調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　藤城峠下振興計画を策定した当初、社会福祉法人とも策定に当たって協議をしている経過があります。

その中で、古くなってきていた藤城保育園についても、建て替えの意向はあったということなのですが、先ほど子育て支援課長が答弁したとおり、その直前というか、平成２０年に外壁改修だとか、平成２２年に屋根の改修だとかで、５００万円くらいかかっていることもあって、まだまだ新しいということで、状況を見極めながらというような、当時はそういう中で計画を策定してきたということで、周りの用地は取得し、用意しているということです。

保育園につきましては、先ほど子育て支援課長から答弁があったように、その後、まずは大沼、そして次にというような形の中で、お話をしてきたということです。

それから、企業誘致の部分におきましては、当初は峠下流通工業団地という形の中で、そこは町の公用団地、分譲というような形をやっておりまして、その後、峠下の地域がすごく有能な商業地域になるというようなこともあって、商業施設の誘致もしてきました。

ただ、土地利用の規制がございまして、農振農用地だとか、準都市計画に沿った誘致をしなければならないというようなことで……。

また、町有地も、峠下流通団地は町有地で買って分譲しましたけれども、それ以外は民地もあり、不動産業の方々にもお声がけしながら、そういう企業誘致の部分では、当時はまだ昆布館とかが営業されていたということもありまして、七飯クラブという企業誘致の懇談会の部分で、今も七飯クラブはやっていて、七飯町に進出した企業の代表が会員になっておりますけれども、そことも情報交換をしながら、商工労働観光課長が答弁したような形の中で、情報収集しながら、企業誘致を進めてきたというこ

とで、お互いに企業からもお声がけがあって、その中で出来たのが、官民連携という形の中での道の駅のなないろ・ななえと、それから、隣にあるＴＨＥ　ＤＡＮＳＨＡＫＵ　ＬＯＵＮＧＥという形で、今、そこが拠点になっておりますが、それ以降も、隣接する土地の管理というか、そういうことをしている不動産業の方々とかにも連絡を取りながら、活用できる土地に関して、土地の規制を町でも調べながら、企業誘致の御相談をしてきたという状況ですので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　まず、保育所の関係ですけれども、大沼を先にやるからということだったのと、町長が先ほどおっしゃいましたが、この策定時には相手先の団体ともお話したということでやったのだと思います。

多分、その後に大沼を先にやりたいということになったのだと思います。

ただ、実際に私も現地を見に行きました。行った理由というのが、保育園の中でも、老朽化して古い建物ですから、段差がすごいとか、あとはコンクリートの上にただ板を張っているお遊戯室というか。だから、そこで子どもが走り回ったり、寝転がったりすると、物すごく痛いと思います。

多分、私たちもコンクリートの上にただ板を張っただけのところを歩いたり、そこで体操をやったりとなったら、すごく痛いと思いますけれども、そういう状況で、今、子どもたちが通っています。

そのほかにも、昔の建物なので、角がいっぱいあるのですよね。そこも、子どもに対して角が当たらないように、いろいろ保育園で工夫しながら、クッションみたいな物をつけるとか、手作りでやっていましたけれども。

また、建物自体も見れば見るほど古くて、だましだましと言ったらあれですけれども、運営者が工夫しながら、施設をうまく使っている状況。

その中でお話していて、今回、なぜこの質問をしたかと言ったら、私もこの計画がなくなっていることを知らなかったのですね。

更新されていなかったということを知らなかったのですけれども、この計画があるから、結局、大規模改修だとか、建て替えもできずに困っている状態。

要は、町の計画があるから、町との協議のタイミングを待っている状態というのが、現実でした。

だから、建てていいのか、悪いのか。改修した場合、改修した後にすぐ建て直すよと言ったら、その運営者も困りますし、そういった協議をしてこなかったというのが、すごくまずかったと思います。

結果的に、今、この時代になりまして、今度、建物を新築するとした場合、いろいろな国の補助制度があって、それはもう決まりきった補助制度で、町の負担も何分の何とか決まっていますけれども、建てるとなれば、当然、それになると思うのですけれども、相対的な事業費がドーンッと行った場合に、結局、この計画はコロナ前と言いますか、コロナ後も少しあれでしたが、今は物価高騰だとか、労務単価だとか、様々なものが上がっていますよね。

そういう状況で、新築で建て直すといったときに、幾ら補助をもらっても、莫大なお金がかかると。

そういったときに、例えばその事業者が建てたいけれども建て直せないとなった場合、大規模な改修をやるしかないとなっても、国の補助はあるのかなということ。もしくは、ないのであれば、町で独自に何らかの支援をする考えがあるのかどうか。

あと、消防の関係で、南渡島消防事務組合からは一切そういう話がないということですけれども、この計画をつくったのは誰なのかということですが、これは七飯町の計画で、消防の詰所を整備しなければいけないということがあったから、わざわざこの計画書に消防の詰所の整備をはっきり謳ったと思うのですけれども、その辺はどういうことなのか、教えていただきたいです。

７点目の企業誘致の関係ですけれども、この計画のときには、道の駅だ、新幹線だということで、確かにあの辺は動き始めていましたから、すごく動きというのが見えるのですけれども、それはそのときの環境、新幹線や道の駅を建てたときに、そういう流れが出来たという。

町として私がやったと思うのであれば、道の駅くらいかなと。昆布館だって向かいにはもともとあって、自分たちの企業努力でやってきたという経過もありましたし。

ただ、コロナ禍の中で様々なことはありましたけれども、峠下地区の企業の張りつき方というのは、全て町と関係ないわけではないかもしれませんが、町の誘致活動の結果ではなくて、ある意味、先見の明というか、投資してまでその地域に出ようと。

皆さん、自分の会社の企業努力は、自分たちで投資しながら、新たにあの場所でやろうという覚悟を持って、それぞれがやっている話であって。

だから、町が何をやったかというのを知りたいので、その部分だけを教えていただきたいなと。

○議長（木下　敏）　暫時休憩します。

２時１５分、再開します。

午後２時０４分　休憩

午後２時１５分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

中川友規議員に対する答弁より入ります。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　先ほど御質問の中に、保育園整備をする際の国の補助制度の中身のことがありましたので、そこについて私から答弁させていただきます。

保育園の整備に関しては、就学前教育・保育施設整備交付金というものがございまして、その整備のメニューの中に、全面新築のほか、大規模修繕というものもございます。

そちらのメニューの中身、もう少し国の補助には細かい規定がございますので、そこのところはしっかり確認して、何が該当するのか、また、補助の上限額がありますので、そちらも、もし整備するに至った場合には何が一番有利かということをしっかり見極めて、また、どういうふうにしたいかということを話し合いながら、進めてまいりたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　消防詰所の整備についてです。

直近で整備の要望はございませんが、南渡島消防事務組合の個別施設計画では、今後の老朽化の状況を見極め、改修、または更新について考えていく必要があるとされていますので、この計画方針を尊重していきたいと考えています。

以上です。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　企業誘致の関係です。

町としての具体的な取組についてですけれども、令和に入ってコロナ禍の中でなかなか活動も一部制限されるような状況ではございましたけれども、直近、去年の活動内容を紹介させていただきますと、２市１町、函館・北斗・七飯で構成する函館地域経済牽引事業促進協議会として名古屋へ出向き、北海道を拠点とするマッチングセミナーということで、約６０社の企業と名刺交換をさせていただいて、町の紹介ですとか、パンフレットの配付等を行わせていただいた経緯がございます。

活動としては、まだ積極性に欠けるという意見等もあるかと思いますけれども、今後、その活動が目に見えて分かるように、まずは予算化して積極的な活動を行うような、目に見える形での活動費を確保して、積極的に誘致活動を図ってまいりたいというのと、なかなかすぐには結果が出ない戦略でもございますので、その辺については、まずは足を運んで情報を受けて、そこにつなげていくような取組を、今後、積極的に図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　中川友規議員。

○９番（中川友規）　保育園の関係に関しましては、そういう制度もあるということで、また、事業者といろいろな協議していくということなので、分かりました。

６番の消防の関係ですけれども、今の課長の答弁で言いますと、今、消防事務組合からそういう話は来ていないということで、話が来れば対応していくという答弁だったと思います。

今回、藤城峠下地区振興計画の中の話をしていて、これの重点施策の活性化事業というところに、老朽化した消防詰所の建て替え整備というのが入っているのですね。

消防で建て替えたいとか、そういう話が来るまで建て替えないというのであれば、なぜこの計画に載せているのかなと。

載せているということは、やはり計画を組んでいるのではないのですか。だから、これは町で建て替えをしなければいけないということで、この計画に組み込んでいますよね。それが、この計画書。

先ほど町長からも、保育園の建て替えの関係で用地も取得していると。実際に用地の取得を町でした上で、計画を出しているとあったので、それであれば、この計画をしたときの相対的な整備計画があると思うのですが、それは出せませんか。

○議長（木下　敏）　暫時休憩します。

午後２時２１分　休憩

午後２時３２分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

副町長。

○副町長（工藤　稔）　ただいまの中川議員の質問に関しまして、詳細を確認するのに時間を頂きたいことから、大変申し訳ございませんけれども、延会ということでお時間を頂ければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　今、理事者から申出がございまして、詳細の確認のために長時間いるということで、延会していただきたいということですので、この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

延　会　宣　告

○議長（木下　敏）　本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後２時３２分　延会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員